



2022 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ク セ ラ
代表者名 代表取締役社長 藤 岡 浩
(コード番号：6731 東証スタンダード市場)
問合せ先 取 締 役 池 本 敬 太
(TEL. 06-6633-3500)

**第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却、
第三者割当による第 4 回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）
及び第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに新株予約権付社債及び新株予約権の買取契約
（第 15 回新株予約権につきコミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ**

当社は、2022 年 10 月 14 日（以下「発行決議日」といいます。）付の取締役会において、当社が 2022 年 4 月 4 日に第三者割当により発行した第 12 回新株予約権につきまして、残存する新株予約権の全部を取得後ただちに消却すること、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。）及び第 15 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を EVO FUND との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

＜本新株予約権付社債の概要＞

(1) 払 込 期 日	2022 年 10 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：金 6,250,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	26,881,720 株（新株予約権 1 個につき 672,043 株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当該当初転換価額である 9.3 円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 下限転換価額（以下「下限転換価額」といいます。）は、5 円であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、50,000,000 株（新株予約権 1 個につき 1,250,000 株）です。
(5) 資金調達の額	250,000,000 円
(6) 転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額 9.3 円 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2022 年 11 月 1 日に初回の修正がされ、以後 5 VWAP 発表日（株式会社東京証券取引所（以下「取引

	所」といいます。)が、取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」といいます。)を発表した日をいいます。以下同じ。)が経過する毎に修正されます。本条項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、(a)初回の修正においては、2022年11月1日に、2022年10月25日(当日を含む。)から2022年10月31日(当日を含む。)までの期間内の各VWAP発表日において取引所が発表するVWAPの単純平均値の93.5%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額(以下「初回基準転換価額」といいます。)に修正され、(b)2回目以降の修正においては、直前に転換価額が修正された日(当日がVWAP発表日である場合には当日を含み、VWAP発表日でない場合には当日を含みません。)から起算して5VWAP発表日目の日の翌取引日(取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続VWAP発表日の各VWAP発表日において取引所が発表するVWAPの単純平均値の93.5%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額(以下、初回基準転換価額とあわせて「基準転換価額」といいます。)に修正されます。 なお、本新株予約権付社債の発行要項第12項(4)⑤の規定に基づく転換価額の調整の原因となる事由が発生した場合には、各VWAP発表日において取引所が発表するVWAPは当該事由を勘案して調整されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：2024年10月31日
(9) 償還価額	額面100円につき100円
(10) その他	(1) 当社は、本社債発行後、取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)が下限転換価額を下回った場合において、同日以降、本新株予約権付社債を保有する者から書面による請求があった場合には、当該請求を受領した日から30日を経過した日に、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還します。 (2) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。 (3) 当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結する予定です。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2022年10月31日
(2) 発行新株予約権数	806,451個
(3) 発行価額	総額645,161円(新株予約権1個あたり0.8円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	80,645,100株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は

	80,645,100 株であります。
(5) 資金調達額	750,644,591 円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、9.3 円とします。 本新株予約権の行使価額は、2022 年 11 月 1 日に初回の修正がされ、以後 5 VWAP 発表日が経過する毎に修正されます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、(a) 初回の修正においては、2022 年 11 月 1 日に、2022 年 10 月 25 日（当日を含む。）から 2022 年 10 月 31 日（当日を含む。）までの期間内の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額（以下「初回基準行使価額」という。）に修正され、(b) 2 回目以降の修正においては、直前に行使価額が修正された日（当日が VWAP 発表日である場合には当日を含み、VWAP 発表日でない場合には当日を含みません。）から起算して 5 VWAP 発表目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ 5 連続 VWAP 発表日の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額（以下、初回基準行使価額とあわせて「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 3. 本新株予約権の行使価額の修正」記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。なお、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 1. 行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（80,645,100 株）をあらかじめ定め、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として 24 ヶ月以内に、EVO FUND が必ず本新株予約権の全てを行使する（全部コミット）手法です。

	第 15 回新株予約権
発 行 数	806, 451 個
発 行 価 額 の 総 額	645, 161 円
行 使 価 額 の 総 額	749, 999, 430 円 (注)
期 間	原則約 24 ヶ月 (コミット期間延長事由発生時を除く)
修 正 回 数 (原 則)	通算で101回 (予定) (5 VWAP発表日毎に修正)
行 使 価 額	5 連続 VWAP 発表日における VWAP の単純平均値の 93.5% (0.1 円未満の端数切り捨て)
全 部 コ ミ ッ ト	24 ヶ月以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
下 限 行 使 価 額	5 円

(注) 上記行使価額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、AV関連事業及び家電事業の2つの事業を展開しております。

AV関連事業においては、様々なデジタルテクノロジーをユーザーにとって使いやすい形に変換し、提供することをコンセプトに創業以来様々な製品を開発、販売してきました。

家電事業においては、ジェネリック家電とも表現される手に取りやすい価格帯の製品ブランドA-Stageとライフスタイル提案を視野に入れた体験訴求型の製品ブランドRe・Deの二軸をベースに事業を展開してきました。

しかし、新型コロナウイルス変異株の感染が2020年より世界的に拡大し、海外各国におけるロックダウン・外出制限、国内における緊急事態宣言の発令など、世界的にも見通しが不透明な状態となっていました。当社の属する家電業界においても、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた一昨年度より、生産委託先である中国のメーカーからの部品、製品の供給について、一時的な足止めや遅延が発生しておりました。

このような状況の中、当社においても、2021年9月期に、AV関連事業に関して、米国政府による半導体の輸出規制がなされたことにより、その規制対象となった中国の大手チップベンダーから供給を受けていた半導体を使用していた当社製品について約6ヶ月の納期遅延が発生し、当初の計画通りに生産供給ができなかったことから、OEM先である大手家電メーカーからの発注のキャンセルが発生し、受注量の大幅な減少が生じました。その影響は受注量の減少にとどまらず、メインチップの変更に伴う当該製品の生産供給の停止及びこれに付随する設計変更を含む当社の中長期的なテレビプラットフォーム戦略の変更を余儀なくされる結果となり、当社の経営状態に対して非常に大きな打撃を与えることとなりました。また、その他の半導体製品についても、2021年9月期及び2022年9月期を通じて、コロナ禍における世界的な半導体の供給不足に伴って最大で約1年半の半導体の供給ができなくなったことから受注見込みの案件を含め、約5万台の販売数の減少が生じ、この点においても当社の経営状況に対して大きな打撃が生じました。

そこで、2022年9月期においては、2021年9月期における当社製品の納期遅延に伴う受注量の減少を受けて、当社の中長期的なテレビプラットフォーム戦略の変更が必要な状況となったため、今後テレビプラットフォーム市場の中心となるAndroidTVをベースにした汎用性の高いテレビプラットフォームの開発を推進し、大手家電メーカー複数社からの受注、受注の見込み及び採用検討の打診を受けるに至っております。また、半導体の供給不足についても、かかる供給不足は2022年9月期においても継続しましたが、2022年9月末時点において、供給状況が非常に悪化していた一部部材の調達の見処がついた製品もあり、状況は僅かではありますが、好転しております。

さらに、当社の家電事業は、2021年9月期及び2022年9月期において、新ブランドRe・Deは大きく成長しましたが、Re・Deブランド以外の製品は、コロナ禍による原材料費の高騰に伴う原価率の上昇や、実販売店舗の来店者の減少に伴う売上の低下により大きな打撃を受けました。2022年9月期においてもコロナ禍による原材料費の高騰に伴う原価率の上昇や、実販売店舗の来店者の減少に伴う売上の低下の状況が続きましたが、2022

年9月末時点において、この状況は少しずつ回復基調となっております。

もともと、2021年9月期においては、AV関連事業のセグメント損失（営業損失）は▲106百万円であり、家電事業のセグメント損失（営業損失）は▲197百万円となり、2022年9月期第3四半期においてもAV関連事業のセグメント損失（営業損失）は▲181百万円であり、家電事業のセグメント損失（営業損失）は▲291百万円であることから、2022年9月末時点においては、回復基調は見られるものの、従前の状況にまで回復するにはほど遠く、各事業について大幅な収益性の改善が必要な状況にあります。現在は、依然不透明な状況もある中で、国内及び世界各国において新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み世界的に経済活動が従前の状態に戻りつつある状況となっておりますが、2021年9月期及び2022年9月期における上述の状況も踏まえて、不可抗力ともいえるコロナ禍の影響や米中貿易摩擦の影響を最小化するため、メインチップの変更に伴う当社テレビプラットフォームの設計変更やその品質の更なる向上、新たなビジネスモデルの構築、生産委託先の見直しや生産供給体制の中長期的視点に基づいた改善、Re・Deブランドの新製品開発、ブランディング・マーケティングの強化によるEC販売率の増加や新たな販路開拓、コロナ禍に対応したマーケティング戦略の策定及び実施が喫緊の課題となっております。また、2022年9月期まで5期連続で営業損失を計上していること及び9期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。かかる状況下において、上述のような当社の喫緊の課題を克服することが必要であり、また、中長期的な観点からこれらの事業の成長をさらに加速させるために事業ごとに下記の戦略、施策の遂行が必要な状況となっております。

AV関連事業においては、下記の4つの戦略、施策の遂行が必要な状況となっております。

- ・当社がこれまで独自開発してきたテレビをはじめ様々な映像コンテンツを楽しむことを可能にするテレビプラットフォームのアセットを徹底的に活用し、それらのクラウド化やライセンス化を進めることにより、メーカーの枠を超えて当社のテレビプラットフォームソフトウェア及びハードウェアのシェアを大きく拡大し、安定的に売上、利益を上げていくような仕組みづくり
- ・日本と同様の放送規格を持つ海外市場への当社テレビプラットフォームソフトウェア及びハードウェアの販売網を大きく拡大すること
- ・当社がこれまで研究開発を行ってきたスマートホーム分野におけるIoT関連技術を活用した新しいオーディオヴィジュアル体験を可能にする新製品の開発
- ・当社独自の画像解析技術を応用したAI関連技術を活用した、室内空間の混雑状況や来店者の性別、年齢層等を映像を通してリアルタイムに分析するサービスの開発を進め、SaaS市場へ参入すること

家電事業においては、下記の3つの戦略、施策の遂行が必要な状況となっております。

- ・昨年1年で大きく成長を遂げたRe・Deブランドの新たなカテゴリーの新製品（調理家電分野、季節家電分野、理美容家電分野）の開発
- ・ブランドコンセプトや製品の認知を目的としたブランディング及びマーケティング
- ・各製品群の安定的な供給

※「SaaS」とは「Software as a Service」の略で、クラウド上にあるソフトウェアを、インターネットを経由してユーザーが利用できるサービスです。

以上のような事業展開やこれらを実現するための戦略、施策を迅速に実施することによって、当社グループの事業全体をスピード感をもって成長させることを可能にするとともに、当面の運転資金の確保、業容、収益面での拡大、株主利益の最大化及び企業価値の向上を目指してまいります。現在、第12回新株予約権の行使期間の最中ではありますが、第12回新株予約権の下限行使価額8.5円に現在の当社株価10円が近接しており、行使が進みにくい状況にあります。しかしながら当社は、これらの戦略、施策を実施するため、手元資金を調達する必要があります。そのため、行使が進みにくい状況となった第12回の新株予約権の取得及び消却を行い、新たに第三者割当による第4回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行することといたしました。

なお、取得及び消却する第12回新株予約権の内容につきましては、以下のとおりです。

第12回新株予約権

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社ピクセラ 第12回新株予約権
(2) 発行新株予約権総数	900,000個
(3) 本日現在までの行使済新株予約権数	221,000個 (9月30日現在)
(4) 取得及び消却する新株予約権数	679,000個 (9月30日現在)
(5) 取得価額	合計1,358,000円 (新株予約権1個当たり2円)
(6) 取得日及び消却日	2022年10月28日(予定)
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、EVO FUNDを割当先として本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当てることで、本新株予約権付社債の発行による手元資金の確保と、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う資金調達の組み合わせによって行われるものです。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に本買取契約を締結する予定ですが、同契約に記載される内容を含め、今回の資金調達の特徴は以下のとおりです。

1. 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、原則として払込期日の24ヶ月後の応当日（取引日でない場合には直前の取引日）（当日を含む。）（以下「全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下「全部コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

コミット期間延長事由（以下に定義します。）が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は2024年10月31日（本新株予約権の払込期日の24ヶ月後の応当日）であります。この期限までにコミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおりとなります。

全部コミット期間に属するいずれかの取引日において、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）とします。）、又は⑤①乃至④のほか、割当予定先に起因する場合を除き、本新株予約権の行使ができない場合（以下、上記①乃至⑤の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計20回（20取引日）を上限とします（但し、コミット期間延長事由のうち、定時株主総会の開催を原因とする⑤の事由に基づく延長については、かかる20取引日のカウントに際して考慮しません。）。）。

なお、上記の延長は、各取引日において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合（但し、コミット期間延長事由のうち、定時株主総会の開催を原因とする⑤の事由に基づく延長については、かかる20回のカウントに際して考慮しません。）、全部コミットに係る割当予定先のコ

ミットは消滅します。

なお、全部コミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

2. 本新株予約権付社債の転換価額の修正

本新株予約権付社債の転換価額は、2022年11月1日に初回の修正がされ、以後5 VWAP発表日が経過する毎に修正されます。この場合、転換価額は、基準転換価額に修正されます。基準転換価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を6.5%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権付社債に係る下限転換価額を下回る場合には当該下限転換価額が修正後の転換価額となります。

下限転換価額は、発行決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引終値の50%に相当する金額である5円としましたが、本新株予約権付社債の発行要項第12項(4)⑤の定める転換価額の調整の規定を準用して調整されます。下限転換価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

3. 本新株予約権の行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2022年11月1日に初回の修正がされ、以後5 VWAP発表日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を6.5%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引終値の50%に相当する金額である5円としましたが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(2) 資金調達方法の選択理由

2022年4月4日に発行した第3回新株予約権付社債の転換が完了した2022年7月以降、当社株価は第12回新株予約権の下限行使価額に近い水準を推移し、行使が進みにくい状況にありました。かかる状況の中、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたが、2022年8月下旬頃、第3回新株予約権付社債及び同時に発行された第12回新株予約権の発行をアレンジしたEVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）

（以下「EJS」といいます。）に相談をしたところ、EJSから残存する第12回新株予約権を当社が取得・消却したうえで、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。なお、本スキームは、残存する第12回新株予約権をすべて取得・消却することを前提としております。現在、第12回新株予約権の行使期間の最中ではありますが、第12回新株予約権の下限行使価額8.5円に現在の当社株価10円が近接しており、行使が進みにくい状況にあります。そのため、行使が進みにくい状況となった第12回新株予約権を取得消却し、新たに第三者割当による第4回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行することといたしました。同社より提案を受けた本スキームは、第12回新株予約権及び第3回新株予約権付社債（並びに同じくEJSが発行をアレンジした第11回新株予約権及び第2回新株予約権付社債）による資金調達とほぼ同様のスキーム（かつディスカウント率は新株予約権及び新株予約権付社債とも7%から6.5%に改善）であり、残存する第12回新株予約権については株価の低迷により、取得・消却するものの、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができると考えております。また、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、希薄化による既存株主の不利益を考慮した上で、これらの検討結果として、本スキームが下記「4. 調達する資金の額、使途及び支

出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。なお、本スキームは、第15回新株予約権にコミット条項が付与されているため、行使の蓋然性が高い設計となっておりますが、当社株価が低迷した場合には、本新株予約権付社債及び本新株予約権共に行使が進みにくくなる可能性があります。

本スキームは、5 VWAP発表日毎に転換価額が修正（6.5%のディスカウント）されるMSCB及び5 VWAP発表日毎に行使価額が修正（6.5%のディスカウント）されるMSワラントの組み合わせですが、下限転換価額及び下限行使価額が設定されています。また、割当予定先は株券貸借を活用して行使・売却を繰り返して調達を進めていくことが想定されますが、かかる手法は一般的なものであり、調達をスムーズに行うためには必要なことであると判断しております。本スキームの設計上、株価に下落圧力がかかる可能性がございます。しかしながら、2022年9月期第3四半期連結会計期間における現金及び預金が479,590千円、流動資産合計が1,630,164千円となっているなど資金需要が逼迫しており、また、2021年9月期まで4期連続で営業損失を計上していること及び8期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。このような現在の当社の状況を鑑みると、資金調達は必要不可欠なものであるため、調達を実施しないことによる資金不足となるリスクを最も避けるべきであり、調達した資金を下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する事で、中長期的には既存株主様の利益に資するものであるものと考えております。

（３）本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

〔メリット〕

① 即座の資金調達

本新株予約権付社債の発行により、当社は本新株予約権付社債の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となります。また、本新株予約権付社債は無担保であり、当社は下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができます。

② 十分な金額の資金調達

本資金調達は、本新株予約権付社債と本新株予約権の組み合わせによって組成されておりますが、これは、当社と割当予定先の協議によって、本新株予約権付社債は当社に対する与信リスクがあることから割当予定先の引受可能額に限界があるため、本新株予約権を同時に発行することにより、本新株予約権付社債のみの発行に比べ、多額の資金を調達でき、現状、当社が必要な資金を調達するために有効な方策であると考えております。

③ 蓋然性の高い資金調達

本新株予約権（対象となる普通株式数80,645,100株）は、原則として2024年10月31日までに全部行使（全部コミット）されます。

④ 株価への影響の軽減

本新株予約権付社債及び本新株予約権には下限転換価額及び下限行使価額が設定されており、修正後の転換価額又は行使価額が下限転換価額又は下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限転換価額及び下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

⑤ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

〔デメリット〕

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が

行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に転換・行使が進まない可能性

本新株予約権付社債及び本新株予約権には下限転換価額及び下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使がなされない可能性があります。

③ 株価下落・低迷時に償還請求がなされる可能性

本新株予約権付社債には、当社株価の終値が下限転換価額未満となった場合には、額面100円につき100円で償還請求することができる権利が付されているため、株価が下限転換価額を下回った場合には、本新株予約権付社債の償還請求がなされる可能性があります。

④ 発行株式数の増加

本新株予約権付社債の転換により発行される株式数は、本社債の金額を転換価額で除して決定されるため、転換価額が下方に修正された場合、転換によって発行される株式数が増加し、希薄化の程度が大きくなる可能性があります。

⑤ 資金調達額の減少

本新株予約権は、株価の下落局面ではその行使価額も下方に修正されるため、下方修正後に行使が行われた場合、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

⑥ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性（本スキーム設計上の下落リスク）

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得した株式を市場で売却する可能性があります。また、割当予定先は転換若しくは行使により取得した株式又は下記「7. 割当予定先の選定理由等（5）株券貸借に関する契約」に記載される株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことを予定しています。そのため、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

また、本スキームは、5 VWAP発表日毎に転換価額が修正（6.5%のディスカウント）されるMSCB及び5 VWAP発表日毎に行使価額が修正（6.5%のディスカウント）されるMSワラントの組み合わせであり、割当予定先は株券貸借を活用して行使・売却を繰り返して調達を進めていくことが想定されています。そのため、本スキームの設計上、株価に下落圧力がかかる可能性があります。

⑦ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式であり、割当予定先のみに対する発行であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

⑧ エクイティ性証券の発行の制限

当社は、原則として、割当予定先又はEJSによる事前の書面による承諾を得ることなく、本新株予約権付社債又は本新株予約権が残存している間において、エクイティ性証券の発行等ができないこととされているため、将来的な資金調達方法について制限を受けることとなります。

（4）他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

（a）公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかともその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受

けておりません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株あたり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

(d) 包括的新株発行プログラム（“STEP”）

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、かかる論点がなく、積極的に、業務提携等の重要事実の検討・推進をすることができます。

② 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。以上から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 借入れ・社債による資金調達

借入れ又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下し、今後の資金調達の余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	1,000,644,591 円
	本新株予約権付社債の払込金額の総額	250,000,000 円
	本新株予約権の払込金額の総額	645,161 円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	749,999,430 円
②	発行諸費用の概算額	11,978,400 円
③	差引手取概算額	988,666,191 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計988,666,191円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
① （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産	404	2022年10月～2023年9月
② （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産	303	2022年10月～2023年3月
③ （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用	51	2022年10月～2023年3月
④ （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用	152	2022年10月～2023年3月
⑤ （AV関連事業）AI関連サービス開発	78	2023年4月～2023年9月
合 計	988	

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

- ① AV関連事業においては、これまで、4K/8K、IoT、VR/AR、AIの各事業に対し、積極的に開発投資を行ってまいりました。2018年12月1日の4K放送開始に伴い、当社の開発した4K関連製品は、総出荷台数が累計で18万台を超え、大変好評を博しました。今後は、これまで当社が独自に開発を進めてきた4K/8Kテレビプラットフォームをクラウドに対応させることや4K/8Kテレビプラットフォームのソフトウェア資産のライセンス化を行う事によって、当社のビジネスモデルのサブスクリプション化を促進し、メーカーの枠を超えたテレビプラットフォームの当社シェアを拡大することを可能にするためのソフトウェアの開発費用（242百万円）と当社のテレビチューナーの新製品であるXit AirBox及びXit Baseの生産費用及び中南米諸国及びモルディブ、スリランカといった日本の放送波と同じ放送方式をとる海外市場においてEWBS（緊急警報放送）に関心が高まっている背景を踏まえその機能を搭載した製品の生産費用（162百万円）に対し、本資金調達に基づく調達資金を充当する予

定となっております。

- ② 家電事業においては、ライフスタイルブランドであるRe・Deとジェネリック家電ブランドのA-Stageの2ブランドを中心に事業を展開してきました。Re・Deブランドは、第一弾製品のRe・De Potが大変好評を博し、数々のTV番組、Webメディア、SNS、新聞雑誌等で取り上げられたことをきっかけとし、昨年1年で飛躍的にブランド認知を獲得することができました。今後は、Re・Deブランドを中心に事業展開を進めるため、今年から来年にかけて同ブランドの新製品として4製品（調理家電分野、季節家電分野、理美容家電分野）の開発及び販売を計画しており、その製品開発費の金型費用（91百万円）と両ブランド製品の生産費用（212百万円）に対し、本資金調達に基づく調達資金を充当する予定となっております。
- ③ 家電事業において、今後この2ブランドをさらに成長させるためには、その製品群やブランドコンセプトをたくさんの方々に知っていただき、共感して頂く事が重要であると考えており、その戦略の1つがオウンドメディアの制作（20百万円）とSNSコンテンツの作成（10百万円）と今期から発売する予定の2製品分の新製品プロモーション（21百万円）を行う計画となっておりますそれらに対し、本資金調達に基づく調達資金を充当する予定となっております。
- ④ AV関連事業において、これまでスマートホーム分野におけるIoT関連技術の研究開発やサービス開発に取り組んでまいりました。その技術的蓄積やこれまでの開発資産を生かした新しいオーディオ・ヴィジュアル体験を可能にする革新的な新製品の開発（91百万円）及び生産（61百万円）を行う計画となっております、それらに対し、本資金調達に基づく調達資金を充当する予定となっております。
- ⑤ AV関連事業において、これまで当社独自の画像解析技術を応用したAI関連技術の研究開発に取り組んでまいりました。その技術的蓄積やこれまでの開発資産を生かした画像解析技術を応用した室内空間の混雑状況や来店者の性別、年齢層等を映像を通してリアルタイムに分析するサービス開発（78百万円）（前回の資金調達において、2022年4月から2022年9月までの開発費用として190百万円の費用を予定しておりましたが、一部機能についてオープンソースを活用することにより、開発コストを削減できたことから、開発費用が減少しております。）を行い、SaaS市場へ参入する計画となっております、これに対し、本資金調達に基づく調達資金を充当する予定となっております。

※オウンドメディアとは、自社で所有、管理しているメディア（媒体）のことです。

前回の資金調達における調達予定額の未充当分を今回の資金調達により引き続き充当する予定のため、上記資金使途の各項目は前回と同様になっております。

なお、前回の資金調達における現在までの調達金額及び充当状況は以下のとおりです。

（第3回新株予約権付社債及び第12回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況）

具体的な使途	当初調達予定額 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出時期
①（AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産	765	216	216	2022年4月～2023年9月
②（家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産	574	243	243	2022年4月～2023年3月
③（家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用	96	80	80	2022年4月～2023年3月
④（AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用	287	150	150	2022年4月～2023年3月
⑤（AV関連事業）AI関連サービス開発	190	—	—	2023年4月～2023年9月
合計	1,912	689	689	

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として24ヶ月以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌日以降にコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
2. 調達資金は①から⑤の各資金使途の支出予定時期において、並行して各資金使途に充当する予定です。なお、本新株予約権付社債による調達資金は、本新株予約権による調達資金に優先して各資金使途に充当する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、現在の2事業の基盤の強化と今後の成長分野への投資を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しております。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提（割当予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行い本新株予約権付社債と本新株予約権の双方が残存している状況においては本新株予約権付社債の転換を優先するものと想定していること等を含みます。）を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である額面100円あたり99.0円から100.1円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本新株予約権付社債の払込金額を額面100円あたり100円としました。また、当初転換価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日の直前取引日終値の93.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額としており、その後の転換価額も、修正日に先立つ5 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の93.5%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額に修正されるものの、その価額は下限転換価額を下回ることはありません。なお、下限転換価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額としており、類似の新株予約権付社債の発行例と比べて過度に低い水準となることはないこと、同様の水準にて新株予約権及び転換社債を発行した当社過去案件において、当社の資金調達に寄与した実績があることから、特に不合理な水準ではないと考えております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員も、当社取締役会に対して、払込金額を含む本新株予約権付社債の発行条件については、割当予定先に特に有利ではなく、本新株予約権付社債の発行は適法な発行で

ある旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権付社債の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価結果は合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も、評価結果として表示された評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されていることを判断の基礎としております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権付社債と同様に、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は、本新株予約権付社債と同様に、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提（割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生することを含みます。）を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権 1 個の払込金額を当該評価額と同額である 0.8 円としました。その後の行使価額も、修正日に先立つ 5 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の 50%に相当する金額としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、行使期間については、全部コミット期間である 24 ヶ月及び全部コミット期間が上限である 20 取引日まで延長されたとしても十分な期間となるよう、2024 年 12 月 2 日までといたしました。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員も、当社取締役会に対して、払込金額を含む本新株予約権の発行条件については、割当予定先に特に有利ではなく、本新株予約権の発行は適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価結果は合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も、評価結果として表示された評価額と同額であることを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債につき、全て当該当初転換価額で転換された場合に交付される株式数 26,881,720 株に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 80,645,100 株を合算した総株式数は 107,526,820 株（議決権数 1,075,268 個）（但し、本新株予約権付社債について、下限転換価額である 5 円で全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数 50,000,000 株を合算した総株式数は 130,645,100 株（議決権数 1,306,451 個））であり、これは 2022 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 237,786,480 株及び議決権数 2,376,527 個を分母とする希薄化率としては 45.22%（議決権ベースの希薄化率は 45.25%）（本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は 54.94%（議決権ベースの希薄化率は 54.97%））となります。

そのため、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去６ヶ月における１日あたり平均出来高は2,818,459株であって、転換可能期間及び行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権付社債が全て当該当初転換価額で転換され、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数107,526,820株を、転換可能期間及び割当予定先の全部コミット期間である24ヶ月で行使売却するとした場合の1取引日あたりの株数は約224,014株（直近平均6ヶ月平均出来高の約7.95%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士のカナダ氏（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）及び弁護士の松本甚之助氏（三宅坂総合法律事務所）、当社社外監査役である野垣浩氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006年12月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約86.9百万米ドル	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国 内 代 理 人 の 概 要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
(j) 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの 間 の 関 係	割当予定先は、当社第3回新株予約権付社債及び第12回新株予約権の割当先でした。現在、第12回新株予約権679,000個を保有していますが、当該新株予約権は全て本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行前に当社が取得及び消却す

		る予定です。保有株式は、8,659,699 株です。 (2022 年 10 月 4 日時点、変更報告書より確認)。 また、割当予定先の関連会社であり国内代理人である EJS の社員である水野陽太氏は当社の社外取締役です。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	国内代理人の社員である水野陽太氏は当社の社外取締役です。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2021 年 12 月 31 日現在におけるものです。

※当社は、EJS により紹介された割当予定先並びに間接にその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号 虎ノ門アネックス 6 階、代表取締役 古野啓介）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2022 年 10 月 7 日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、割当予定先である EVO FUND に対して 2022 年 4 月 4 日に発行した第 3 回新株予約権付社債が 2022 年 7 月 6 日をもって全ての転換が完了したことを踏まえて、当社の企業価値の向上及び事業の発展のための機動的かつ確実な資金調達方法について、継続的に検討を依頼しておりました。そのような中で、2022 年 8 月下旬に、上述の第 3 回新株予約権付社債及び同時に発行された第 12 回新株予約権、2020 年 12 月 7 日に発行した第 11 回新株予約権及び第 2 回新株予約権付社債並びに 2020 年 3 月 30 日に発行した第 10 回新株予約権による資金調達にてアレンジャーを務めた EJS に資金調達方法を相談した結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達に関する提案を受けました。当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、本新株予約権付社債により即座に資金を調達できることに加えて、本新株予約権により、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3) 本スキームの特徴」に記載した本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、2022 年 9 月上旬頃に、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として EVO FUND を選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権を行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。

割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100%子会社であります。

(注)本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- イ．割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ．割当予定先は、本新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2022年8月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記「(5)株券貸借に関する契約」に記載の株券貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5)株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、当社株主であり、かつ当社役員である藤岡浩氏及び藤岡毅氏並びに株式会社エス・エス・デイは、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を

行う予定です（契約期間：2022年10月14日～2024年12月27日、貸借株数：3,800,000株、貸借料：年率1.0%、担保：無し）。

割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率（%）
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.21
楽天証券株式会社	1.95
岡田 教男	1.51
松井証券株式会社	1.31
WU YAN	1.15
藤岡 浩	1.07
武田 超子	0.98
株式会社SBI証券	0.97
新井 三代子	0.54
宝天大同	0.51

(注) 1. 「持株比率」は、2022年9月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権付社債及び本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。

3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権付社債の発行並びに本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、上記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2022年10月13日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1. 結論

本第三者割当には必要性・相当性が認められると考える。

2. 理由

(1) 必要性

当社は、2022年9月期まで5期連続で営業損失を計上し、9期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていて、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況がある。この状況を打開することが喫緊の課題であり、当社の主要な事業（AV関連事業と家電事業）について、それぞれ具体的な戦略や施策の実行が求められる状況になっている。まずAV関連事業では、①これまで独自開発してきたテレビプラットフォームのアセットを利用し、そのクラウド化やライセンス化を進めること、②海外市場へ販売網を拡大すること、③IoT関連技術を活用した新製品を開発すること、④SaaS市場に参入するためにAI関連技術を活用したサービス開発を進めることの4つの施策、そして家電事業では、①Re・Deブランドの新カテゴリーの新製品を開発すること、②ブランディング及びマーケティング、③各製品群の安定的な供給を確保することの3つの施策の遂行を一貫して進めてきた。これらの施策の遂行は、当社の収益を拡大して、当社の企業価値の向上のためには欠かせない。これらの施策の遂行のための資金調達として、過去に発行した第12回新株予約権について想定通りには行使が進まなかったため、本件第三者割当が必要である。

今回必要とされる資金は、合計約10億円であり、当社が第三者委員会に提出した「資金使途内訳」によれば、その内訳は以下のとおりである。

- ① (AV関連事業)AV関連事業に係る製品開発及び生産
ソフトウェア開発費：2.42億円
新製品生産費用：1.62億円
- ② (家電事業)家電事業に係る製品開発資金及び生産
製品開発費(スティッククリーナー(4,500万円)、サーキュレーター(4,500万円))：0.91億円
生産費用：2.12億円
- ③ (家電事業)家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用
オウンドメディア制作費用：0.20億円
SNSコンテンツ作成費用：0.10億円
新製品プロモーション費用：0.21億円
- ④ (AV関連事業)IoT関連新製品の開発及び生産費用
製品開発費：0.91億円
金型費用：0.61億円
- ⑤ (AV関連事業)AI関連サービス開発：0.78億円

当社が継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況に置かれていることを考えれば、当社の収益性を高めるために上記の施策を緊急に実行することは合理性が認められ、そのための資金調達が必要ということについて首肯できる。したがって第三者委員会としては、本件第三者割当の必要性は認められると考える。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

当社は、他の資金調達手段として、①新株式発行による増資（公募増資、株主割当増資、新株式の第三者割当、包括的新株発行プログラム（STEP））、②新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）、及び③借入れ・社債による資金調達を検討した。この点、公募増資は、当社の時価総額や株式の流動性に照らして必要な資金を調達することが現実的に難しく、検討や準備に要する時間も長い上に実行した場合に引受先たる証券会社を見つけることが困難だった。株主割当増資については、株主の応募率が不透明であり、どの程度の資金の調達が可能なのか予測することが困難だった。そして新株式の第三者割当増資は、希薄化が即時に生じて株価に直接な影響を与える可能性がある。さらに包括的新株発行プログラム（STEP）は柔軟性に欠けること、ライツ・イシューも資金調達の確実性や貴社の財務状況を考えると採用できない。借入れ・社債は、財務健全性の低下をまねき、今後の資金調達の余地が縮小する可能性があることから、適当ではない。以上、他の資金調達手段との比較の観点から、本件第三者割当が望ましいと考えた。

第三者委員会は、そのような検討過程について合理性を見出しており、相当性が認められると考える。

(イ) 割当先について

第三者委員会は、割当先に関して、株式会社 JP リサーチ&コンサルティングが作成した調査報告書（2022年10月7日付「ご指定海外法人に関する調査報告書」）を検討した。当該報告書に記載された調査結果は、割当先、関係会社、それらの役員について特に問題を見出していないというものであった。さらに割当先の資金の十分性を確認すべく、金融機関の口座における残高に関する報告書を確認し、この点でも問題を見出していない。割当先は当社の過去の資金調達先としても実績があることも加味すれば、割当先の相当性は認められると考える。

(ウ) 発行条件について

本件第三者割当の発行価格の相当性に関して、第三者委員会は、株式会社赤坂国際会計が作成した評価報告書を検討した。そして第三者委員会の会合において当該評価報告書を作成した会計士に対する質疑応答を実施した。第三者委員会としては、評価のプロセスについて実務的に極めて一般的な手法で進められ、特殊事情を反映したものではないことを確認しており、評価額は相当であるものとする。本件第三者割当は、新株予約権と転換社債のいずれも評価額の範囲内で発行され、評価額が相当である以上、発行価格も相当であると考えられる。その他の発行条件について、外部の法律事務所が当社の代理人として割当先との契約交渉に関与し、かつ当該代理人から特に懸念が示されていないことを確認し、更に割当先との契約書ドラフトの内容も検討した。第三者委員会としては問題を見出しておらず、発行条件の相当性は認められると考える。

(エ) 希薄化について

当社によれば、本件第三者割当により貴社の株主は希薄化という不利益を被るものの、当社が現在、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況にあることで、今後の収益拡大が喫緊の課題にあることから、今回の資金調達により実行しようとしている施策は、当社の企業価値が毀損されないために不可欠なものである。第三者委員会としても、当社の状況を踏まえれば、本件第三者割当による資金調達を実行し、当社が計画している施策を実行する必要性を見出している。以上から、第三者委員会としては、本第三者割当について、当社の既存株主にとって、希薄化という不利益を上回るメリットがあると考ええる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日付の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を踏まえた結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行数量並びに株式の希薄化の規模は、合

理的であると判断いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
売上高（千円）	5,073,079	3,735,813	3,329,122
営業利益（千円）	△1,322,944	△1,052,595	△853,643
経常利益（千円）	△1,465,450	△1,095,281	△892,776
当期純利益（千円）	△1,564,866	△1,240,234	△937,291
1株あたり連結当期純利益（円）	△26.61	△15.57	△7.13
1株あたり配当金（円）	0.00	0.00	0.00
1株あたり連結純資産額（円）	26.77	13.46	11.20

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	237,786,480 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	67,900,000 株	28.56%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
始 値	127 円	44 円	29 円
高 値	169 円	78 円	45 円
安 値	39 円	16 円	17 円
終 値	45 円	28 円	20 円

② 最近6か月間の状況

	2022年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	14 円	12 円	10 円	11 円	9 円	9 円
高 値	17 円	12 円	17 円	11 円	11 円	10 円
安 値	10 円	9 円	9 円	9 円	8 円	9 円
終 値	12 円	10 円	11 円	10 円	9 円	10 円

(注) 2022年10月の状況につきましては、2022年10月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年10月13日
始 値	9 円
高 値	10 円
安 値	9 円
終 値	10 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当増資

払 込 期 日	2019年10月15日
調 達 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	36,000,000円
発 行 価 額	37 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	64,208,581株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,000,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	65,208,581株
割 当 先	EVO FUND
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金(200百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用(114百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金(100百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費(450百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費(256百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年5月～2020年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金(196百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用(33百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金(53百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費(151百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費(66百万円)

(注) 1. 本「(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」記載の①から⑥については、包括的株式発行プログラム(“STEP”)に基づく一連の資金調達であり、「発行時における当初の資金使途」及び「現時点における充当状況」については、一連の株式発行(①以前に発行された7回を含む)の合計を記載しております。

2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。もっとも、発行決議の時点以降の株価の推移により、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

② 第三者割当増資

払 込 期 日	2019年11月 1 日
調 達 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	35,000,000円
発 行 価 額	36 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	65,208,581株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,000,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	66,208,581株
割 当 先	EVO FUND
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (200百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (114百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (100百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (450百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (256百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年 5 月～2020年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

- (注) 1. 本「(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」記載の①から⑥については、包括的株式発行プログラム(“STEP”)に基づく一連の資金調達であり、「発行時における当初の資金使途」及び「現時点における充当状況」については、一連の株式発行(①以前に発行された7回を含む)の合計を記載しております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

もっとも、発行決議の時点以降の株価の推移により、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

③ 第三者割当増資

払 込 期 日	2019年12月 5 日
調 達 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	37,000,000円
発 行 価 額	38 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	66,208,581株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,000,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	67,208,581株
割 当 先	EVO FUND
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (200百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (114百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (100百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (450百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (256百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年 5 月～2020年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

- (注) 1. 本「(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」記載の①から⑥については、包括的株式発行プログラム(“STEP”)に基づく一連の資金調達であり、「発行時における当初の資金使途」及び「現時点における充当状況」については、一連の株式発行(①以前に発行された7回を含む)の合計を記載しております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。もっとも、発行決議の時点以降の株価の推移により、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの

内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

④ 第三者割当増資

払 込 期 日	2019年12月24日
調 達 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	36,000,000円
発 行 価 額	37 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	67,208,581株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,000,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	68,208,581株
割 当 先	EVO FUND
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (200百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (114百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (100百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (450百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (256百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年5月～2020年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

- (注) 1. 本「(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」記載の①から⑥については、包括的株式発行プログラム(“STEP”)に基づく一連の資金調達であり、「発行時における当初の資金使途」及び「現時点における充当状況」については、一連の株式発行(①以前に発行された7回を含む)の合計を記載しております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。もともと、発行決議の時点以降の株価の推移により、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

⑤ 第三者割当増資

払 込 期 日	2020年1月10日
調 達 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	35,000,000円
発 行 価 額	36 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	68,208,581株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,000,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	69,208,581株
割 当 先	EVO FUND
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (200百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (114百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (100百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (450百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (256百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年5月～2020年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

- (注) 1. 本「(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」記載の①から⑥については、包括的株式発行プログラム(“STEP”)に基づく一連の資金調達であり、「発行時における当初の資金使途」及び「現時点における充当状況」については、一連の株式発行(①以前に発行された7回を含む)の合計を記載しております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。もっとも、発行決議の時点以降の株価の推移により、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

⑥ 第三者割当増資

払 込 期 日	2020年1月30日
調 達 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	35,000,000円
発 行 価 額	36 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	69,208,581株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,000,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	70,208,581株
割 当 先	EVO FUND
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (200百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (114百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (100百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (450百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (256百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年5月～2020年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (一連の株式発行の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) 2 (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) 3 (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) 4 (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) 5 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタル マーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

- (注) 1. 本「(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」記載の①から⑥については、包括的株式発行プログラム(“STEP”)に基づく一連の資金調達であり、「発行時における当初の資金使途」及び「現時点における充当状況」については、一連の株式発行(①以前に発行された7回を含む)の合計を記載しております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。もっとも、発行決議の時点以降の株価の推移により、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

⑦ 第三者割当による第10回新株予約権の発行

割 当 日	2020年3月30日
発 行 新 株 予 約 権 数	29,791,000個
発 行 価 額	総額3,872,830円（新株予約権1個あたり0.13円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	584,692,830円
割 当 先	EVO FUND
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	70,208,581株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	29,791,000 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	29,791,000株（残新株予約権数0個）
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	638,634,931 円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	1 （AV関連事業）製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金（400百万円） 2 （その他）ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用（110百万円） 3 （家電事業）新製品開発及び生産資金（133百万円） 4 （その他）EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資（60百万円）
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2020年3月～2021年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 （ 注 ）	1 （AV関連事業）製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金（400百万円） 2 （その他）ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用（110百万円） 3 （家電事業）新製品開発及び生産資金（100百万円） 4 （その他）EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資（28百万円）

（注）2020年11月13日付「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途を変更しております。

⑧ 第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2020 年 12 月 7 日
調 達 資 金 の 額	600,000,000 円
転 換 価 額	当初転換価額 29 円 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日においての取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買加重平均価格（VWAP）の 91%に相当する金額（0.1 円未満の端数切り捨て）が、当該効力発生日の直前に有効な転換価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、上記 91%に相当する金額（0.1 円未満の端数切り捨て）に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が 15.5 円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	99,999,581 株
割 当 先	EVO FUND
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	当初潜在株式数：20,689,640 株（新株予約権 1 個につき 517,241 株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、38,709,640 株（新株予約権 1 個につき 961,741 株）です。
現 時 点 に お け る 転 換 状 況 (行 使 状 況)	26,701,465 株
現 時 点 に お け る 潜 在 株 式 数	0 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (⑧ と ⑨ の 合 計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (685百万円) 2 (その他) ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用 (165百万円) 3 (家電事業) 新製品開発及び生産資金 (390百万円) 4 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資 (651百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2020 年 12 月～2022 年 11 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (⑧ と ⑨ の 合 計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (548百万円) 2 (その他) ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用 (132百万円) 3 (家電事業) 新製品開発及び生産資金 (312百万円) 4 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資 (150百万円)

(注) 1. 「⑧ 第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「⑨ 第三者割当による第11回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。

2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

もつとも、発行決議の時点以降の株価の推移により第 11 回新株予約権の行使価額が減少したこと
に伴って、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の
変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に
記載のとおりとなっております。

⑨ 第三者割当による第 11 回新株予約権の発行

割 当 日	2020年12月 7 日
発 行 新 株 予 約 権 数	450, 000個
発 行 価 額	総額1, 350, 000円（新株予約権 1 個あたり 3 円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	1, 306, 350, 000円
割 当 先	EVO FUND
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	99, 999, 581株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	45, 000, 000株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	45, 000, 000株（残新株予約権数 0 個）
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	914, 698, 281 円 ※931, 964, 000 円－発行諸費用実費（17, 265, 719 円）
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 （ ⑧ と ⑨ の 合 計 ）	1 （AV関連事業）製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金（685百万円） 2 （その他）ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用（165百万円） 3 （家電事業）新製品開発及び生産資金（390百万円） 4 （その他）EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資（651百万円）
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2020年12月～2022年11月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 （ ⑧ と ⑨ の 合 計 ）	1 （AV関連事業）製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金（548百万円） 2 （その他）ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用（132百万円） 3 （家電事業）新製品開発及び生産資金（312百万円） 4 （その他）EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資（150百万円）

- (注) 1. 「⑧第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「⑨ 第三者割当による第11回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。もっとも、発行決議の時点以降の株価の推移により第11回新株予約権の行使価額が減少したことによって、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

⑩ 第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2022 年 4 月 4 日
調 達 資 金 の 額	500, 000, 000 円
転 換 価 額	当初転換価額 15.8 円 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2022 年 4 月 5 日に初回の修正がされ、以後 5 VWAP 発表日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が、取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）を発表した日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます。本条項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、(a)初回の修正においては、2022 年 4 月 5 日に、2022 年 3 月 29 日（当日を含む。）から 2022 年 4 月 4 日（当日を含む。）までの期間内の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額（以下「初回基準転換価額」といいます。）に修正され、(b)2 回目以降の修正においては、直前に転換価額が修正された日（当日が VWAP 発表日である場合には当日を含み、VWAP 発表日でない場合には当日を含みません。）から起算して 5 VWAP 発表日目（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ 5 連続 VWAP 発表日の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額（以下、初回基準転換価額とあわせて「基準転換価額」といいます。）に修正されます。なお、本新株予約権付社債の発行要項第 12 項(4)⑤の規定に基づく転換価額の調整の原因となる事由が発生した場合には、各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP は当該事由を勘案して調整されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	171, 701, 046 株
割 当 先	EVO FUND
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	当初潜在株式数：31, 645, 560 株（新株予約権 1 個につき 791, 139 株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額である 15.8 円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における最大

	交付株式数は、58,823,520 株（新株予約権 1 個につき 1,470,588 株）です。
現時点における 転換状況 （行使状況）	43,985,434 株
現時点における 潜在株式数	0 株
発行時における 当初の資金使途 （⑩と⑪の合計）	1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（765百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（574百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（96百万円） 4 （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用（287百万円） 5 （AV関連事業）AI関連サービス開発（190百万円）
発行時における 支出予定時期	2022 年 4 月～2023 年 9 月
現時点における 充当状況 （⑩と⑪の合計）	1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（216百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（243百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（80百万円） 4 （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用（150百万円） 5 （AV関連事業）AI関連サービス開発（0 百万円）

（注） 1. 「⑩ 第三者割当による第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「⑪ 第三者割当による第 12 回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。

2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

⑪ 第三者割当による第 12 回新株予約権の発行

割 当 日	2022 年 4 月 4 日
発行新株予約権数	900,000 個
発行価額	総額 1,800,000 円（新株予約権 1 個あたり 2 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,423,800,000 円
割 当 先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	171,701,046 株
当該募集による 潜在株式数	90,000,000 株
現時点における 行使状況	20,300,000 株（残新株予約権数 679,000 個）
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	171,213,604 円 ※181,366,000 円－発行諸費用実費（10,152,396 円）
発行時における 当初の資金使途 （⑩と⑪の合計）	1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（765百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（574百万円）

	3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用 (96百万円) 4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (287百万円) 5 (AV関連事業) AI関連サービス開発 (190百万円)
発行時における 支出予定時期	2022年4月～2023年9月
現時点における 充 当 状 況 (⑩ と ⑪ の 合 計)	1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産 (216百万円) 2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産 (243百万円) 3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用 (80百万円) 4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (150百万円) 5 (AV関連事業) AI関連サービス開発 (0百万円)

- (注) 1. 「⑩ 第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「⑪ 第三者割当による第12回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。
3. 第12回新株予約権 679,000 個 (67,900,000 株) については、行使未完了となっております。2022年10月28日付の第12回新株予約権の取得及び消却により新株予約権による資金充当がなくなるところ、その資金使途として予定していた「(AV 関連事業) AV 関連事業に係る製品開発及び生産」、「(家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産」、「(家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用」、「(AV 関連事業) IoT 関連新製品の開発及び生産費用」及び「(AV 関連事業) AI 関連サービス開発」への未充当分については、手元資金の活用及び今回の資金調達により充当する予定です。

第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 社債の名称

株式会社ピクセラ第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 250, 000, 000 円

3. 各社債の金額

金 6, 250, 000 円の 1 種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2022 年 10 月 31 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2022 年 10 月 31 日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、EVO FUND に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、2024 年 10 月 31 日に、その総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第 (3) 号乃至第 (5) 号に定めるところによる。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、本社債発行後、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限転換価額（下記第 12 項第 (4) 号④に定義する。）を下回った場合において、同日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求

があった場合には、当該請求を受領した日から 30 日を経過した日に、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(4) 組織再編行為による繰上償還

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還する。

(5) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還する。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産

当該本新株予約権に係る本社債

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

③ 転換価額

転換価額は当初、9.3 円とする。但し、下記④又は⑤の規定に従って修正又は調整される。

④ 転換価額の修正

(イ) 転換価額は、2022 年 11 月 1 日に初回の修正がされ、以後 5VWAP 発表日（取引所が、取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）を発表した日をいう。以下同じ。）が経過する毎に修正される。本号に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、(a) 初回の修正においては、2022 年 11 月 1 日に、2022 年 10 月 25 日（当日を含む。）から 2022 年 10 月 31 日（当日を含む。）までの期間内の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正され、(b) 2 回目以降の修正においては、直前に転換価額が修正された日（当日が VWAP 発表日である場合には当日を含み、VWAP 発表日でない場合には当日を含まない。）から起算して 5VWAP 発表日目（取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）（以下、「修正日」という。）に、修正日に先立つ 5 連続 VWAP 発表日の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨て

た額に修正される。

なお、第⑤号の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、各 VWP 発表日において取引所が発表する VWP は当該事由を勘案して調整される。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上記(イ)に基づく修正後の転換価額が 5 円（以下、「下限転換価額」といい、下記⑤の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

⑤ 転換価額の調整

(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{既発行} & + & \frac{\text{新発行・} & \times \text{1株あたりの}}{\text{処分株式数}} & \text{払込金額} \\ & & & \text{株式数} & & & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前転} & \times & & & & \\ \text{転換価額} & & \text{換価額} & & \frac{\text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数}} \end{array}$$

(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、合併又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(c) 下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、第15回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(ニ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(e) 本号(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (ニ) (a) 転換価額調整式の計算については、0.1 円未満の端数を四捨五入する。

- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

- (c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(ロ)(e)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (ホ) 上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- (a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (ヘ) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、2022 年 11 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日まで（以下、「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
- ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- ③ 当社が、第 11 項第(3)号乃至第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- ④ 当社が、第 14 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

- (6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定める

ところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第 19 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
- ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 当社が第 11 項、第 12 項第(4)号④若しくは⑤、同項第(11)号又は第 13 項の規定に違背し、3 銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

15. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

16. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

株式会社ピクセラ

大阪府大阪市浪速区難波中二丁目 10 番 70 号

17. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社ピクセラ

第 15 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第 15 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 645, 161 円(本新株予約権 1 個あたり 0.8 円)
3. 申込期日 2022 年 10 月 31 日
4. 割当日及び払込期日 2022 年 10 月 31 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 80, 645, 100 株 (本新株予約権 1 個あたり 100 株 (以下、「割当株式数」という。)) とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 806, 451 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.8 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、当初、9.3 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2022 年 11 月 1 日に初回の修正がされ、以後 5VWAP 発表日 (株式会社東京証券取引所 (以下、「取引所」という。) が、取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格 (以下、「VWAP」という。) を発表した日をいう。以下同じ。) が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、(a) 初回の修正においては、2022 年 11 月 1 日に、2022 年 10 月 25 日 (当日を含む。) から 2022 年 10 月 31 日 (当日を含む。) までの期間内の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正され、(b) 2 回目以降の修正においては、直前に行使価額が修正された日 (当日が VWAP 発表日である場合には当日を含み、VWAP 発表日でない場合には当日を含まない。) から起算して 5VWAP 発表日目の日の翌取引日 (取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。) (以下、「修正日」という。) に、修正日に先立つ 5 連続 VWAP 発表日の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額 (但し、当該金額が下限行使価額 (以下に定義する。) を下回る場合、下限行使価額とする。) に修正される。なお、第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 下限行使価額は、当初 5 円とする。

(3) 下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第4回転換社債型新株予約権付社債を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取

引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2022年11月1日（当日を含む。）から2024年12月2日（当日を含む。）までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

該当事項なし。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社三菱 UFJ 銀行 堺支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。